令和６年度大阪府公立高等学校入学者選抜に係る追検査について

１　追検査の対象者

学力検査等の当日※に、自然災害、試験場に向かう途中の事故・事件（渋滞に巻き込まれた等の理由を除く。）、痴漢被害、身体・健康上の理由（新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症、疾病等、月経随伴症状等の体調不良等）等によりやむを得ず当日すべての検査を受験しなかった者

※　二日間にわたり学力検査等を実施する選抜にあっては、いずれか一日でも該当する場合を含む。

注　特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜又は日本語指導が必要な生徒選抜（以下「特別選抜等」という。）に出願した志願者のうち一般選抜に出願した者は、特別選抜等に係る追検査を受験することはできない。

２　連絡等

「１」に該当する人は、状況が明らかとなった時点ですぐに次の【連絡先】に連絡してください。

【連絡先】

大阪府内の中学校等の出身者　…　中学校等の先生

その他の者　…　高等学校を設置する教育委員会

　 大阪府立の高校　…　大阪府教育庁教育振興室高等学校課（06-6944-6887）

堺市立堺高校　　…　堺市教育委員会学校教育部教育課程課（072-340-2300）

東大阪市立日新高校　…　東大阪市教育委員会学校教育部高等学校課（06-4309-3312）

岸和田市立産業高校　…　岸和田市教育委員会教育総務部産業高校学務課

（072-422-4861）

※中学校等とは、中学校、支援学校、義務教育学校、中等教育学校のことです。

３　追検査への申出方法

対象者が追検査の受験を申し出る場合は、３月12日（火）午後１時から午後５時までに、「追検査申出書」を提出してください。

提出方法等の詳細は、「２」の【連絡先】に問い合わせて確認してください。